

# 令和6年度埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業実施要領

## 1 事業目的

県内各地域において運動・スポーツの機会を将来にわたって確保・充実できるよう、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の域内展開を図る。

## 2 事業の実施

スポーツ庁の「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業における実証事業」(再委託)を受けて、以下の事業を実施する。

### (1) 埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業

地域の実情を踏まえ、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むために、県内の複数の地域において実証事業を実施する。

### (2) 埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業の成果・課題についての地域ミーティング

地域によりスポーツ環境が異なることから、地域振興センターの所管区域(県内11か所)を目安に、地域ミーティング(情報交換会)を開催し、埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業の成果・課題を共有する。

## 3 事業の委託

公募により事業を委託(再々委託)する。

### (1) 委託先

事業の委託先は、事業を円滑に実施することができる埼玉県内の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、プロスポーツチーム、スポーツ・体育協会、大学、企業などの法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの及び役員等が埼玉県暴力団排除条例(平成23年条例第39号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるものを除く。)とする。ただし、法人格を有しない場合、次の条件を満たす団体であること。

ア 組織の運営方法などを定めた定款・会則等があること。

イ 予算、決算を的確に行っていること。

ウ 活動内容や会計処理に関する情報が公開されていること。

### (2) 委託予定事業数

20モデル程度

### (3) 事業規模

総額 636万円※

(※ 各モデルについては事業の規模・内容等を勘案し、予算(総額)の範囲

内で契約額を決定します。)

(4) 委託事業の内容

ア 埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業の実施

受託者は、(ア)・(イ)に留意の上、地域の実情を踏まえ、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むために、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業を実施すること。

(ア) 地域スポーツ活動の実施体制の構築

- ・受託者は、地域のスポーツ活動への移行に取り組む中学校（以下「拠点校」という。）を中心に、当該拠点校を所管する学校設置者やスポーツ所管部局、地域におけるスポーツ関係団体をはじめとする関係者と連携しつつ、指導者の確保・育成・マッチングや活動場所の確保、費用負担の在り方の整理等を行うなど、生徒が地域で運動・スポーツを実施できる体制を速やかに構築すること。
- ・受託者は、当該地域の人口規模、地理的・社会的環境に加え、学校・部活動の状況や地域のスポーツ環境など、拠点校の置かれた環境はそれぞれで異なることを踏まえ、地域（保護者、地元住民等）、行政（学校体育（部活動）所管部署、スポーツ所管部署）スポーツ関係団体（体育（スポーツ）協会、競技団体等）、体育系大学・学部、民間企業などの関係者間で必要な連携を図り、地域の実情を踏まえた休日の地域におけるスポーツ活動を実践すること。

(イ) 関係者の理解促進

- ・受託者は、今後少子化や学校の働き方改革が一層進む中、「学校単位」で活動し、「教員が指導」を担うことを前提とした「部活動」という生徒にスポーツ活動の機会を提供する仕組みは、持続可能でないことを踏まえ、地域において運動・スポーツ機会を将来にわたっての確保・充実できるように、生徒が地域でスポーツに親しめる環境を新たに構築していく必要性について、部活動を取り巻く多様な関係者において共通理解を得られるよう、意識変革を図り、当事者意識を醸成すること。

イ 埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業の成果・課題等の報告

(ア) 地域ミーティングにおける報告

受託者は、本事業で得られた関係者間の合意形成の進め方、指導者の確保方策、保護者・自治体の費用負担の在り方の整理等にかかる知見について、他の地域にも普及させるために、県内各地で県が主催する地域ミーティング（情報交換会）に参加し、実証事業の成果・課題等の報告を行い、休日の部活動の段階的な地域移行の促進を図ること。

(イ) 県が作成する国への報告書作成協力

受託者は、以下の観点も踏まえ、アンケート調査、ヒアリング等により実証事業

の子細な実態把握に努めること。また、調査結果等に基づき、実証事業の検証等を行い、報告書を作成し、県に提出すること。なお、報告書については、本実施要項、契約書及び県担当者の指示に従って作成すること。

#### 【観点】

- 中学生年代のスポーツ環境の状況・実態（学校・指導者・施設・関係団体等の現況、教員・保護者・指導者等の意識など）
- 実践研究における取組概要・アウトプット（人材、運営団体の確保状況、地域のスポーツ活動の実績、生徒・保護者の評価、教員の負担軽減の状況、費用負担の在り方の整理など）
- 実践研究を踏まえた地域移行に向けた課題や成果（指導者における質・量の確保、受け皿整備、費用負担の在り方、大会の在り方、関係者との利害調整、意識改革など）
- 課題や成果を踏まえた今後の対応方針・方策

#### (5) 事業スケジュール

- ア 委託対象団体決定 令和6年6月初旬
- イ 埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業実施 令和6年6月～令和7年2月  
(※経費対象期間は令和7年1月末日まで)
- ウ 地域ミーティング開催 令和6年12月～令和7年2月
- エ 資料の提出期限 令和7年2月末日

#### (6) 留意事項

- ア 業務責任者、従事者をそれぞれ1人以上確保した上で、本事業に携わる市町村、スポーツ関係団体などの事業関係者や県との連絡調整が常時できる体制を整え、事業遂行にかかる連絡調整を遅延なく行うこと。
- イ 事業のスケジュールや経理状況を適切に管理するとともに、事業の進捗については、隨時、県に報告すること。また、拠点地域等から問い合わせがあった場合は記録を残し、速やかに県に報告すること。
- ウ 地域におけるスポーツ活動の実施・運営に当たっては、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、受益者負担を求めたり、関係団体の自主財源から支出したり、企業等からの寄付を募るなどして、次度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築すること。このため、地域におけるスポーツ活動に必要な経費の全てを国庫（県からの委託金）で賄うことは認められない。例えば、生徒が地域スポーツ活動を実施するのに必要な経費（会費、生徒の保険料、会場使用料など）の一部を受益者や関係団体の負担とすることが考えられる。
- エ 活動形態として、活動場所や参加生徒、指導者などが学校部活動における活動と同一である場合も想定されるところであるが、活動の主体・責任は、学校以外の主体が

担っていることを明確化し、生徒や保護者、学校関係者のほか、スポーツ団体の関係者が正しく認識した上で実施すること。

- オ 事業の検証・評価については、顧問教員の部活動指導にかかる勤務時間や地域スポーツの活動時間、確保した指導者の数など定量的な観点に加えて、生徒、保護者、学校、地域指導者などの関係者からヒアリングを実施するなど定性的な観点も踏まえた手法によること。
- カ 県においても、県内各地域の拠点校における実践の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、休日の部活動の段階的な地域移行について県内全域の普及を図るための取組を実施するため、受託者は拠点校における実践やその成果について、情報照会やアンケート調査、ヒアリング等の実施など、県から依頼や指示を受けた場合には協力すること。
- キ 休日の部活動の段階的な地域移行にかかる基本的な考え方については、令和2年9月にスポーツ庁が公表した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を参照すること。また、具体的な実施方策等については、令和3年10月からスポーツ庁が開催している「運動部活動の地域移行に関する検討会議」における議論の内容等も参考とすること。
- ク 実施要領で示している実施内容は、県として受託者に求める最低限の内容であり、本事業の趣旨を踏まえ、事業規模の拡充や先導的・発展的な取組に基づく企画提案書を作成・提出することを妨げるものではない。
- ケ 委託予定事業数及び事業規模は予定であり、申請状況や申請内容により変更となる。事業規模は予定額を下回ることもあるため留意すること。
- コ 本事業の実施にあたっては 著作権、成果物等の保護に十分配慮すること。なお、埼玉県がスポーツ庁へ提出する成果報告書については、本受託業務の施策の普及などを目的とし、スポーツ庁からの受託事業の成果である旨を文中等の適当な箇所へ挿入した場合のみ受託者による利用が可能である。利用の際は、県に問い合わせること。